

広島県教師養成塾におけるQ & A

Q 1 : 塾生は、広島県・広島市の教員採用候補者選考試験（以下「採用試験」という。）を必ず受験しなければいけませんか。

A 1 : 本教師塾は、採用試験とは無関係のため、採用試験の受験を必須とはしていません。

しかし、広島県教育委員会の施策に沿った様々な研修等を計画していますので、将来広島県内の各市町（広島市を除く）の小学校教員を志望する方には是非受講していただきたいと考えています。

Q 2 : 卒塾するためには、集合研修・実地研修を全て受講しなければいけませんか。

A 2 : 応募要件にもあるとおり、原則として、全て参加することとしています。体調不良などで、やむを得ず欠席する場合、集合研修は広島県教育委員会教職員課採用研修係（電話番号：082-513-4927）に、実地研修は受入校に、必ず連絡してください。

Q 3 : 塾生は、採用試験において、試験の一部が免除されるなどの措置はありますか。

A 3 : 本教師塾は、採用試験とは無関係のため、特別な措置はありません。本教師塾で学び、身に付けたことが、本県の小学校教員として入職した直後から生かされると考えています。

Q 4 : 現在、学校支援ボランティアなどに参加しているのですが、実地研修の代替になりますか。

A 4 : 参加実態を確認した後、研修内容と重複していると判断した場合は、実地研修の代替として認めます。なお、広島市が実施する「大学生による学校支援活動」は代替にはなりません。

Q 5 : 実地研修は、どこの小学校に配置されるのですか。

A 5 : 広島市を除く広島県内 22 市町が設置する小学校に配置されます。入塾希望者が申込書に記入した第 1 希望から第 3 希望を踏まえて、広島県教育委員会が各市町教育委員会と調整の上、塾生の受入校を決定します。

Q 6 : 県外にある大学に在籍しています。定期的に実地研修に行くことができない場合、どうしたらよいですか。

A 6 : 実地研修は、回数ではなく、時間単位で実施することとしており、大学 1 年次は 20 時間以上、大学 2 年次は 40 時間以上 実施することになります。よって、大学の長期休業等を活用し、集中的に実施することが可能です。

Q 7 : 集合研修は、何回実施するのですか。

A 7 : 学年に応じた研修内容を考えているため、学年によって回数は異なります。大学 1 年次で 3 回（入塾式を含む）、大学 2 年次で 2 回、大学 3 年次で 6 回（卒塾式を含む）実施します。

Q 8 : 事情により、大学の長期休業中等に実地研修のみ参加することは可能ですか。また、可能である場合、手続きはどのようにすればよいですか。

A 8 : 実地研修受入校の状況によりますが、参加は可能です。ただし、実地研修のみの参加は、本教師塾の目的を達成することができません。そこで、広島県教師養成塾を活用した「学校インターンシップ」（以下、「学校インターンシップ」という。）を実施します。手続きについては、別途学校インターンシップ募集要項を参照してください。

なお、学校インターンシップ受講生においても、大学1年次の事前研修会（令和元年10月14日開催）及び大学2年次の学校インターンシップ修了式（令和2年3月予定）には必ず参加することになります。

Q 9 : 入塾できなかった場合も、学校インターンシップを受講できますか。その場合、手続は必要ですか。

A 9 : 学校インターンシップの受入可能人数内であれば受講できます。

手続については、本教師塾の入塾申込書の中で、学校インターンシップ受講希望調査欄を「有」としてください。本教師塾に入塾できなかった場合、学校インターンシップへの応募者として扱います。（学校インターンシップへ申し込む必要はありません。）

Q 10 : 実地研修は、訪れたことのない市（町）を希望しようと考えていますが、宿泊施設を紹介していただけますか。

A 10 : ほとんどの地区に宿泊施設があります。希望される方は広島県教育委員会教職員課採用研修係に御相談ください。

Q 11 : 保険（学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等）に加入していなければ入塾できませんか。また、広島県教育委員会で斡旋（仲介）を行ってくれますか。

A 11 : 塾生の皆さんをはじめ、本教師塾に関わる全ての方々が安心して研修を実施していただくため、保険の加入は必須としています。なお、広島県教育委員会による保険の斡旋（仲介）はできませんが、相談に応じることは可能です。

Q 12 : 大学で実施する教育実習と実地研修の違いは何ですか。

A 12 : 教育実習の内容は各大学ごとに異なっていますので、詳細な内容についての比較は難しいですが、大きな違いとして実地研修では学習指導案を作成しないということが挙げられます。学習指導案の作成にかかる時間を、児童や実地研修校の先生方との関わりの時間に使えるので、教育実習では気付きにくい学校の魅力を知ることができます。